

小牧市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで「市民企画講座」「ゆうゆう学級」「大学連携講座」「こまなびカルチャー講座」の受講料金の収納事務を次の者に委託した。

令和6年4月1日

小牧市長 山下 史守朗

受託者 小牧市小牧二丁目107番地  
一般財団法人こまき市民文化財団  
副理事長 竹本 義明